			9 0 1 2 3 4
2	0		0
2 3 4 5 1 6	0	この通知書は、令和7年度の後期高齢者医療保険性について保険性の類の無関すばれた。	0
	0	療保険料について保険料の額や徴収方法など をお知らせするものです。	0
7 8 9 10 11 2 12	0	通知内容の詳細については、通知書の裏面 及び同封の説明書を御覧ください。 また、御不明な点などありましたら、下記	0
	0	までお問い合わせください。	0
13 14 15 16 17 3 18	0	<お問合せ先>	0
	0	※ 後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知 書、後期高齢者医療保険料納入(変更)通知 書兼特別徴収開始(停止)通知書が綴られて	0
20 21 22 23 4 24	0	青兼特別像収開始(停止) 通知書か綴られています。	0
	0	令和 7 年度 後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書 年 月 日	0
25 26 27 28 31 5 30	0	京都府後期高齢者医療広域連合長 次のとおり保険料額を決定(変更)しましたので、通知します。	0
5 30 31 32	0	被保険者氏名 決定保険料額 被保険者番号 円 決定年月日 (特記事項)	0
31 32 33 34 35 6 36	0	決定(変更)理由	0
6 36 37 38	0	(保険料算定の基礎) ①賦課のもととなる所得金額 ②所得割率 ③所得割額(①×②) ④均等割額(③×④) ⑤算出額(③+④) ⑥限度超過額	0
37 38 39 40 41 7 42	0	⑦所得割軽減額 均等割 ⑧均等割軽減額 ⑨年保険料額 (12か月分) 月数 ⑩月割減額 ⑤条例減免額 (⑤+⑥-⑥-⑥-⑥)	0
	0	後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から 2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料算定の基礎が、こちらに表示されます。	0
43 44 45 46 47 8 48	0	①均等割額 均等割 ②均等割軽減額 ③年保険料額 月数 ④月割減額 (12か月分) 軽減割合 (12か月分) (12か月分) (12か月分)	0
	0	令和 7 年度 後期高齢者医療保険料納入(変更)通知書 兼 特別徴収開始(停止)通知書	
50 51 52 53 9 54	0	年 月 日 京 都 市 区 長 次のとおり保険料の徴収を決定 (変更)しましたので、通知します。 被保険者氏名 (保険料額)	0
	0	後収番号 後収番号 後収番号 使用	0
55 56 57 58 59	_	生年月日 性別 決定(変更)理由 5月 6月 6月	
10 60	0	本市への納付額 8月 保険料の納付方法等 9月	0
61 62 63 64 65 11 66	0	10月 10月 11月 11月 特別徴収義務者 12月	0
65 11 66 67	0	特別徵収対象年金 1月 1月 2月 2月 特別徵収対象年金額 3月 3月	0
67 68 69 70 71	0	(特記事項) 随時 計 計 令和8年2月に特別徴収された場合、令和8年4、6、8月についても原則	0
70 71 12 72	0	〒和8年2月に特別領収された場合、 〒和6年4, 0、8月についても原則 として2月と同じ額を特別徴収します(仮徴収)。 3	0

後期高齢者医療保険料について

◎ 後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定により、後期高齢者医療の被保険者に対して賦課されたものです。

保険料の算定基準は、次のとおりです。

保険料は、①均等割額と②所得割額の合算になります。

- ① 令和7年度の均等割額は、年額56,340円です。
- ② 所得割額は、次の方法により計算したものです。

所得割額 = 賦課のもととなる所得金額(*) × 所得割率0.1095

- *「賦課のもととなる所得金額」とは、「令和6年中の被保険者の総所得金額等-基礎控除額」のことです。 また、総所得金額等とは、収入額から公的年金等控除、給与所得控除等を差し引いた額のことです。 基礎控除額とは、すべての納税者に適用される「所得控除」のことで43万円となります(合計所得金額が2,400 万円を超える方は、控除額が異なります)。
- * 年度途中に被保険者の資格を取得又は喪失した場合は、被保険者期間に応じて保険料を月割で算定します。
- ③ 賦課限度額は、年額80万円です。
- ④ 次に該当する世帯の被保険者は、下記の保険料額が軽減されます。
 - 総所得金額等が43万円+10万円×(給与所得者等(※)の数-1)以下の場合・・・均等割額の7割
 - 総所得金額等が43万円+ (29.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※)の数-1)以下の場合 ・・・均等割額の5割
 - 総所得金額等が43万円+(54.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※)の数-1)以下の場合・・・均等割額の2割
 - ※ 被保険者又は世帯主のうち、一定の給与所得者(給与収入55万円超)と年金所得者(65歳未満の場合は年金収入
 - 60万円超、65歳以上の場合は年金収入125万円超)の方
- ◎ この通知書は、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第18条の規定による減免申請に係る承認決定の通知を兼ねています。

◎ 納付方法について

- ○特別徴収…年額18万円以上の老齢・退職・障害・遺族年金を受給している方で、介護保険料がこれらの年金から引き落とされる方については、原則としてそれぞれの年金支払月(偶数月)に年金から保険料を引き落とします。ただし、一緒に引き落とされる介護保険料との合算額が特別徴収対象年金額の2分の1を超える場合、後期高齢者医療保険料の引落した行いません。
- ※ 後期高齢者医療保険料は、前年の所得をもとに決定されますが、令和7年中の所得は、令和8年6月以降でないと決定されません。そのため、令和7年度から特別徴収している方については、令和8年4月、6月、8月は、令和8年2月と同じ保険料を 仮徴収します。
- 普通徴収…特別徴収の条件に該当しない方は、納付書又は口座振替で納付していただきます。納付書が同封されている場合は、次の納期限までに納付してください。口座振替は、毎月27日(27日が金融機関、ゆうちょ銀行(郵便局)の休業日に当たる場合は翌営業日)に行います。

k		
	納付月	納期限
1期	7月	令和7年 7月31日
2期	8月	令和7年 9月 1日
3期	9月	令和7年 9月30日
4期	10月	令和7年10月31日
5期	11月	令和7年12月 1日
6期	12月	令和8年 1月 5日
7期	1月	令和8年 2月2日
8期	2月	令和8年 3月2日
9期	3月	令和8年 3月31日
随用	寺 分	この通知書を発行した日の
		属する月の末日(末日が金融
		機関、ゆうちょ銀行(郵便局)
I		の休業日に当たる場合は翌
		営業日)まで

納付場所(令和7年4月1日現在)

- 市役所・区役所・支所の京都市指定金融機関派出箇所(ただし窓口開所時間に限る。)、 右京区役所京北出張所(ただし窓口開所時間に限る。)
- 次の金融機関の本店・支店・出張所

銀 行 みずほ、三菱UFJ、三井住友、北陸、北國、 滋賀、京都、池田泉州、南都、但馬、徳島大正

信用金庫 京都、京都中央

信用組合 京滋、近畿産業

その他 近畿労働金庫、京都市農業協同組合、京都農業協同組合、 京都中央農業協同組合、京都府信用農業協同組合連合会

○ 近畿2府4県の区域内に所在するゆうちよ銀行直営店及び郵便局 (京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県)

◎ 不服申立て及び取消訴訟

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都府後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として、審査請求をすることができなくなります。

審査請求の手続については、住所地の区役所・支所保険年金課(京北地域にお住まいの方は、京北出張所保健福祉第一担当)へお 問い合わせください。

- 2 この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟をすることができます。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- 3 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から6か月以内に、保険料額の 決定に関することについては京都府後期高齢者医療広域連合(訴訟において京都府後期高齢者医療広域連合を代表する者は、京都 府後期高齢者医療広域連合長になります。)を被告として、保険料の徴収方法等に関することについては京都市(訴訟において京都 市を代表する者は京都市長となります。)を被告として提起することができます。

ただし、当該期間内であっても、この決定があった日(京都府後期高齢者医療審査会の裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

		この通知書は、令和7年度の後期高齢者医療保険料について、保険料の額や徴収方法などをお知らせするものです。 通知内容の詳細については、通知書の裏面も御覧ください。 また、御不明な点などありましたら、下記までお問い合わせください。
		〈 お問合せ先 〉
	家保険料仮徴収額決定通知書 保険料仮徴収開始通知書 。	
令和 <mark>7</mark> 年度 後期高齢者	省医療保険料仮徴収額決定通知書	年 月 日 京都府後期高齢者医療広域連合長 #44年以降に対しません。
		京都府後期高齢者医療広域連合長
	医療保険料仮徴収額を次のとおり決定	こしましたので通知します。
坡保険者氏名	Ú.	反徵収額
被保険者番号		円
央 定 年 月 日		
央 定 理 由		
【保険料算定の基礎】 前年度保険料額 ※①	仮徴収額 ※②	特記事項
令和 <mark>7</mark> 年度 後期高齢者	皆医療保険料仮徴収開始通知書	年 月 日 京都市 区長 <mark>京都市</mark> こ 長
う和7年度分の後期高齢者医療	保険料額を次のとおり年金から仮徴収します	「ので通知します。
被保険者氏名		令和7年4月の特別徴収額 円
坡保険者番号		
数 収 番 号		
主 所		
生 年 月 日	性別	
年間保険料額		
反 徴 収 額		
これからの徴収方法		
特別徴収義務者 特別徴収対象年金		
特別徴収対象年金額		
【特記事項】		
		1

令和7年4月から、あなたの後期高齢者医療保険料については、<u>年金からの</u> 引落し(特別徴収)が始まります。

あなたの後期高齢者医療保険料は、令和7年3月までは、納付書あるいは口座振替等(普通徴収)で毎月納めていただいていましたが、令和7年4月以降は、年金から引落し(特別徴収)させていただくことになります。(高齢者の医療の確保に関する法律第107条・110条)

なお、これまで口座振替をご利用されていた方は、4月以降口座からの引落しを停止しますので、 二重に納めることにはなりません。

後期高齢者医療保険料について

- * 後期高齢者医療保険料は、「高齢者の医療の確保に関する法律」及び「京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の規定により、後期高齢者医療の被保険者に対して賦課されたものです。
- * 本通知書に記載した保険料は、仮徴収期間(4、6、8月徴収分)の保険料であり、令和6年中の所得がまだ確定していない時期のため、暫定的に令和6年度の保険料に基づいて計算しています。
- * 制度改正等により、令和5年中と令和6年中の所得額が同じでも、令和6年度と令和7年度の保 険料が変更になる場合があります。

◎ 不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都府後期 高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日 の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として、審査請求をすることができなくなります。 審査請求の手続については、住所地の区役所・支所保険年金課(京北地域にお住まいの方は、京北出張所保健福祉 第一担当)へお問い合わせください。
- 2 この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟をすることができます。
 - (1)審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- 3 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から6か月以内に、保険料額の決定に関することについては京都府後期高齢者医療広域連合(訴訟において京都府後期高齢者医療広域連合を代表する者は、京都府後期高齢者医療広域連合長になります。)を被告として、保険料の徴収方法等に関することについては京都市(訴訟において京都市を代表する者は京都市長となります。)を被告として提起することができます。

ただし、当該期間内であっても、この決定があった日(京都府後期高齢者医療審査会の裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

0		0
0	この通知書は、後期高齢者医療保険料について保険料の額や徴収方法などをお知らせす	0
0	で、C保険杯の観や観収が伝などをお知らせするものです。	0
0	及び同封の説明書を御覧ください。 また、御不明な点などありましたら、下記	0
0	までお問い合わせください。	0
0	<お問合せ先>	0
0	※ 後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書、 後期高齢者医療保険料納入(変更)通知書と納付	0
0	書が綴られています。	0
0	令和 年度 後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書 年 月 日 🕏 🕏 🔻 🔻 🔻 🔻 🔻 🔻 🔻 🔻 🔻 🔻 🔻 🔻 🔻	0
0	令和6年度分の後期高齢者医療保険料額を 次のとおり決定(変更)しましたので、通知します。 被保険者氏名 では、	0
0	被保険者番号 決定(変更)理由	0
0	(保険料算定の基礎)	0
0	①賦課のもととなる所得金額 ②所得割率 ③所得割額(①×②) (12か月分) ④均等割額 (3+④) ⑤原度超過額	0
0	⑦所得割軽減額 (12か月分) 均等割 軽減割合 ⑧均等割軽減額 (12か月分) ⑨年保険料額 (⑤-⑥-⑦-⑧) 月数 (⑥-⑥-⑦-⑧) ⑩月割減額 (⑥-⑥-⑦-⑧) ⑤条例減免額 (⑥-⑥-⑦-⑧)	0
0	後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から 2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料章定の基礎が、こちらに表示されます。 ①均等割額 切等割 ②均等割軽減額 ③年保険料箱 日本 〇日本以上455	0
0	⑩均等割額 (12か月分) 砂等割軽減額 (12か月分) 砂等割軽減額 (12か月分) (12か月分)	0
0	令和 年度 後期高齢者医療保険料納入(変更)通知書 過年度分	0
0	年 月 日 京都市 京 都 市 区 長 次のとおり令和6年度分の保険料の徴収を決定(変更)しましたので、通知します。	0
0	(保険料額)	0
0	被保険者氏名 決定額(円) 被保険者番号 徴収番号 当区への納付額 当区への納付額	0
0	決定 (変更) 理由	0
0	徴 収 方 法 過年度分としてお納め <mark>決 定 額 (円)</mark>	0
0	(特記事項) いただく保険料です。	0
0	3	0
0	□産番号 01010-3-960099 加入名名 京都市会計管理者 加入名名 京都市会計管理者 金 年度 年度 原産 原産 原産 年度 日産番号 01010-3-960099 加入名名 京都市会計管理者 金 年度 年度 日産番号 01010-3-960099 加入名名 京都市会計管理者 金 年度 日産番号 01010-3-960099 加入名名 京都市会計管理者 01010-3-960099 加入名名 京都市会計管理者 金 年度 日本会計 日本会計	0
0	機関系的音医療保険料制収圧器 後期高齢者医療保険料 納入済通知書 領 収	0
0		0
0	大 切 年月日 に ⁸⁸⁸ 月日	0
0	日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	0
0	て	0
0	で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1	0
	*** 財別まとめ局 (大阪貯金事務センター〒539-8794) →加入者 整理番号 (99) **	0

後期高齢者医療保険料について

◎ 後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定により、後期高齢者医療の被保険者に対して賦課されたものです。

保険料の算定基準は、次のとおりです。

保険料は、①均等割額と②所得割額の合算になります。

- ① 令和6年度の均等割額は、年額56,340円です。
- ② 所得割額は、次の方法により計算したものです。

所得割額 = 賦課のもととなる所得金額(*) × 所得割率0.1095

- *「賦課のもととなる所得金額」とは、「令和5年中の被保険者の総所得金額等-基礎控除額」のことです。 また、総所得金額等とは、収入額から公的年金等控除、給与所得控除等を差し引いた額のことです。 基礎控除額とは、すべての納税者に適用される「所得控除」のことで43万円となります(合計所得金額が2,400 万円を超える方は、控除額が異なります)。
- ※ 賦課のもととなる所得金額が58万円以下の場合は、所得割率は0.1011になります。
- ※ 年度途中に被保険者の資格を取得又は喪失した場合は、被保険者期間に応じて保険料を月割で算定します。
- ③ 賦課限度額は、年額73万円です。ただし、令和6年度に75歳に到達された方は、年額80万円になります。
- ④ 次に該当する世帯の被保険者は、下記の保険料額が軽減されます。
 - ・ 総所得金額等が43万円+10万円×(給与所得者等(※)の数-1)以下の場合 ・・・・均等割額の7割
 - 総所得金額等が43万円+(29.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※)の数-1)以下の場合・・・・均等割額の5割
 - 総所得金額等が43万円+(54.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※)の数-1)以下の場合・・・・均等割額の2割
 - ※ 被保険者又は世帯主のうち、一定の給与所得者(給与収入55万円超)と年金所得者(65歳未満の場合は年金収入60万円超、65歳以上の場合は年金収入125万円超)の方
- ◎ この通知書は、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第18条の規定による減免申請に係る承認決定の通知を兼ねています。

(説明2)

◎ 納付方法について

今回の通知書に付いている納付書によりお納めください。

納付方法	納期限
納付書	この通知書を発行した日の 属する月の末日(末日が金融 機関、ゆうちょ銀行(郵便局) の休業日に当たる場合は翌 営業日)まで

納付場所(令和7年4月1日現在)

- 市役所・区役所・支所の京都市指定金融機関派出箇所(ただし窓口開所時間に限る。)、 右京区役所京北出張所(ただし窓口開所時間に限る。)
- 次の金融機関の本店・支店・出張所

銀 行 みずほ、三菱UFJ、三井住友、北陸、北國、 滋賀、京都、池田泉州、南都、但馬、徳島大正

信用金庫 京都、京都中央

信用組合 京滋、近畿産業

その他 近畿労働金庫、京都市農業協同組合、京都農業協同組合、 京都中央農業協同組合、京都府信用農業協同組合連合会

○ 近畿2府4県の区域内に所在するゆうちょ銀行直営店及び郵便局 (京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県)

(説明3)

- ◎ 不服申立て及び取消訴訟
 - 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都府後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として、審査請求をすることができなくなります。

審査請求の手続については、住所地の区役所・支所保険年金課(京北地域にお住まいの方は、京北出張所保健福祉第一担当)へお問い合わせください。

- 2 この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟をすることができます。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- 3 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から6か月以内に、保険料額の 決定に関することについては京都府後期高齢者医療広域連合(訴訟において京都府後期高齢者医療広域連合を代表する者は、京都 府後期高齢者医療広域連合長になります。)を被告として、保険料の徴収方法等に関することについては京都市(訴訟において京都 市を代表する者は京都市長となります。)を被告として提起することができます。

ただし、当該期間内であっても、この決定があった日(京都府後期高齢者医療審査会の裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

納付場所(令和7年4月1日現在)

- 市役所・区役所・支所の京都市指定金融機関派出箇所(ただし窓口開所時間に限る。)、 右京区役所京北出張所(ただし窓口開所時間に限る。)
- 次の金融機関の本店・支店・出張所

銀 行 みずほ、三菱UFJ、三井住友、北陸、北國、 滋賀、京都、池田泉州、南都、但馬、徳島大正

信用金庫 京都、京都中央

信用組合 京滋、近畿産業

その他 近畿労働金庫、京都市農業協同組合、京都農業協同組合、京都中央農業協同組合、京都府信用農業協同組合連合会

○ 近畿2府4県の区域内に所在するゆうちょ銀行直営店及び郵便局 (京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県)

0		0
0	この通知書は、後期高齢者医療保険料につ	0
0	いて保険料の額や徴収方法などをお知らせするものです。 通知内容の詳細については、通知書の裏面及	0
0	び同封の説明書を御覧ください。 また、御不明な点などありましたら、下記ま	0
0	でお問い合わせください。	0
0	<お問合せ先>	0
0	※ 後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書、 後期高齢者医療保険料納入(変更)通知書が綴ら	0
0	れてています。	0
0	令和 年度 後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書 年 月 日 \$\frac{\frack}{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frack}{\frac{\fince{\frac{\fir}{\fir\firec{\frac{\fir\firc{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\fir\fir\fir\fir\fir\fir\fir\fir\f{\fir\fir\fir\fir\fir\fir\fir\fir\fir\fir	0
0	令和6年度分の後期高齢者医療保険料額を 次のとおり決定(変更)しましたので、通知します。 被保険者氏名 会和6年度分の後期高齢者医療保険料額	0
0	被保険者番号	0
0	(保険料算定の基礎)	0
0	①賦課のもととなる所得金額 ②所得割率 ③所得割額(①×②) (12か月分) ④均等割額 (①×④) ⑤算出額(③+④) ⑥限度超過額	0
0	⑦所得割軽減額 (12か月分) 均等割 軽減割合 ⑧均等割軽減額 (12か月分) ⑨年保険料額 (⑤-⑥-⑦-⑥) 月数 ⑩月割減額 ⑤条例減免額 ⑤条例減免額 ⑪保険料額 ⑤・⑥-⑩-⑥-⑥	0
0	後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から 2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料算定の基礎が、こちらに表示されます。 ①均等割額 均等割 ②均等割軽減額 ③年保険料額 日料 ①日割料類	0
0	(12か月分) 軽減割合 (12か月分) (①-②) 月数 (①月割減額 (12か月分) (②-②) (②-②) (②-②) (②-②) (②-②) (②-②) (②-②) (②-②) (②-③) (②-④) (②-④) (②-④) (②-⑥) (③-⑥) (③-⑥) (③-⑥) (②-⑥) (③-⑥) (②-⑥) (③-⑥) (④	0
0	令和 年度 後期高齢者医療保険料納入(変更)通知書 過年度分 年 月 日 🕏 報章	0
0	サーカー日京都市 区長次のとおり令和6年度分の保険料の徴収を決定(変更)しましたので、通知します。	0
0	(保険料額)	0
0	被保険者氏名 (円) 被保険者番号 (収番号) 当区への納付額 当区への納付額	0
0	決定(変更)理由 徴収方法	0
0	過年度分としてお納め	0
0	(特記事項) いただく保険料です。	0
0	3	0
0	後期高齢者医療保険料納入(変更)通知書	0
0	(過年度分)について	0
0		0
0	この通知書は、令和6年度分の後期高齢者医療保険料についてお知らせするものです。 令和7年3月31日以前に「新たに他市町村から京都市に転入された方」や「保険料の	0
0	算定基礎(根拠)である所得額が変更された方」などにお送りしています。 通知書の具体的な記載内容にのきましては、通知書の東西及び同共の説明立書を細覧く	0
0	通知書の具体的な記載内容につきましては、通知書の裏面及び同封の説明文書を御覧ください。	0
0		0
0		0

後期高齢者医療保険料について

◎ 後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規 定により、後期高齢者医療の被保険者に対して賦課されたものです。

保険料の算定基準は、次のとおりです。

保険料は、①均等割額と②所得割額の合算になります。

- ① 令和6年度の均等割額は、年額56,340円です。
- ② 所得割額は、次の方法により計算したものです。

所得割額 = 賦課のもととなる所得金額(*) × 所得割率0.1095

- *「賦課のもととなる所得金額」とは、「令和5年中の被保険者の総所得金額等-基礎控除額」のことです。 また、総所得金額等とは、収入額から公的年金等控除、給与所得控除等を差し引いた額のことです。 基礎控除額とは、すべての納税者に適用される「所得控除」のことで43万円となります(合計所得金額が2,400 万円を超える方は、控除額が異なります)。
- ※ 賦課のもととなる所得金額が58万円以下の場合は、所得割率は0.1011になります。
- ※ 年度途中に被保険者の資格を取得又は喪失した場合は、被保険者期間に応じて保険料を月割で算定します。
- ③ 賦課限度額は、年額73万円です。ただし、令和6年度に75歳に到達された方は、年額80万円になります。
- ④ 次に該当する世帯の被保険者は、下記の保険料額が軽減されます。
 - 総所得金額等が43万円+10万円×(給与所得者等(※)の数-1)以下の場合 ・・・均等割額の7割
 - 総所得金額等が43万円+(29.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※)の数-1)以下の場合・・・・均等割額の5割
 - 総所得金額等が43万円+(54.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※)の数-1)以下の場合 ・・・均等割額の 2割
 - ※ 被保険者又は世帯主のうち、一定の給与所得者(給与収入55万円超)と年金所得者(65歳未満の場合は年金収入 60万円超、65歳以上の場合は年金収入125万円超)の方
- ◎ この通知書は、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第18条の規定による減免申請に係る承認決定の通知 を兼ねています。

(説明2)

◎ 徴収方法について

この通知に係る過年度分の保険料について、「決定額」が「変更前の額」よりも増額となった場合は、口座振替となります。 また、「決定額」が「変更前の額」よりも減額となった場合は、未納の場合を除き、改めて納めていただく必要はありません。

口座振替となる場合は、この 通知書を発行した月の 27 H に指定の口座から引落しし 振 巷 日 (払込日) 振替(払込) 日が金融機関の 休業日に当たる場合は翌営 業日となります。

取扱金融機関(令和7年4月1日現在)

- 市役所・区役所・支所の京都市指定金融機関派出箇所(ただし窓口開所時間に限る。)、 右京区役所京北出張所(ただし窓口開所時間に限る。)
- 次の金融機関の本店・支店・出張所

みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、北陸、北國、福井、 滋賀、京都、関西みらい、池田泉州、南都、但馬、福邦、徳島大正

三菱UFI、みずほ 信託銀行 京都、京都中央 信用金庫 京滋、近畿産業 信用組合

その他 近畿労働金庫, 京都市農業協同組合, 京都農業協同組合,

京都中央農業協同組合、京都府信用農業協同組合連合会

○ 近畿2府4県の区域内に所在するゆうちょ銀行直営店及び郵便局 (京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県)

(説明3)

- ◎ 不服申立て及び取消訴訟
 - この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都府後期高齢者医療審査 会に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過 したときは、原則として、審査請求をすることができなくなります。

審査請求の手続については、住所地の区役所・支所保険年金課(京北地域にお住まいの方は、京北出張所保健福祉第一担当)へお 問い合わせください。

- 2 この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません。ただし、次の各号の いずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟をすることができます。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から6か月以内に、保険料額の 決定に関することについては京都府後期高齢者医療広域連合(訴訟において京都府後期高齢者医療広域連合を代表する者は、京都 府後期高齢者医療広域連合長になります。)を被告として、保険料の徴収方法等に関することについては京都市(訴訟において京都 市を代表する者は京都市長となります。)を被告として提起することができます。

ただし、当該期間内であっても、この決定があった日(京都府後期高齢者医療審査会の裁決があった日)の翌日から起算して1 年を経過したときは、原則として、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。